

八尾市人権尊重の社会づくり審議会  
第1回部落差別解消推進専門部会 会議録（概要）

1. 開催日時

令和2年6月24日（水）午後2時から午後4時15分

2. 開催場所

八尾市役所本館4階401会議室

3. 出席者

（委員）福原部会長、高田副部会長、森委員、岡委員、南田委員、梅本委員、荒木委員  
（事務局）太尾人権文化ふれあい部長、中野次長兼人権政策課長、阪田人権政策課課長  
補佐、池田人権政策課係長、浅井次長兼桂人権コミュニティセンター館長、  
北口安中人権コミュニティセンター館長、黒井人権教育課長

4. 案件

（1）（仮称）第2期八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について

5. 議事内容

【会議の非公開について】

- ・ 議事内容の一部センシティブな内容が含まれるため、非公開とする

【案件説明】

- ・ 案件1について、説明

【主な意見】

- ・ 差別事象の件で、発生件数ではなく認知件数の方が正確ではないでしょうか。
- ・ 例えばいじめとかでも、発生件数でなく認知件数という言い方をします。いじめであれば例えば、学校の教員が認知したという、そういう意味で使ったりします。
- ・ （事務局）こちら側が認知した件数ということで、認知件数に変えていきたいと思えます。
- ・ 差別事象に関連して、平成27年度に投函1件となっていますが、1軒に投函されたわけじゃないですね。これだと1軒の郵便受けに大量に投函されているように見えてしまいます。
- ・ （事務局）差別文書投函事象については、事象そのものを1件とするのか、投函された数をカウントするののかというところの議論はあるところですが、差別文書投函事象ということで、1件でカウントしています。
- ・ それでいうと複数世帯とかいう言葉を入れないとおかしいのではないのでしょうか。

- ・ このままの書き方では1軒に、一人の郵便受けにいっぱい入れられたと読み取れてしまいます。
- ・ 今議論になっている投函事象は市としても府や大阪市に比べて、ちょっと積極的に対応されたと思います。そのこともきちんと書かれる方が。八尾市としてこれだけのことはやってきたよという、それは載せてほしいと思います。
- ・ (事務局) 表記方法も含めて再考したいと思います。
- ・ 認知件数については、しっかり議論してほしいと思います。あと、インターネット1件とありますが、例えば、ネットを検索したら、八尾市のどこそこは同和地区と出ています。私が見つけてここで報告して1件になると思いますが、明日は別の委員さんが見たら1件となるのでしょうか。
- ・ (事務局) ネットについては差別事象や同和问题に対する差別的な書き込みなどが散見されるので、カウントの仕方についてはちょっとこちらでも考えていきたいと思います。
- ・ これは行政へ報告があった分だけであり、これが八尾市に現れている差別事件のあらわれではないと思います。自分も結婚差別とかの話も聞くので。でも、本人は言いたくないから相談にならないんです。そうすると、これは行政的には1件にならないわけです。部落差別の相談窓口はどこですかってなると、人権相談ということになるんです。それでずっと0が続いてることになるんです。
- ・ いじめが認知件数に変わったのは、発生件数って言うたら少ない方がいいかのような錯覚に陥ってしまうから。認知件数って言ったら、これだけの問題が起こってて、それに対してどう対処したかっていうのが分かりますよね。だから、認知件数の方が正確で、認知件数でいこうというふうに変わったと思います。これだけ把握してる、それはいいことだっていう理解。認知件数という言葉でいくのか、発生件数という言葉でいくのかによって、随分状況が変わってくると思っていて、八尾市の姿勢を示すものだとも思います。差別があるかどうか積極的に把握しようとしていますと、それで、これだけありましたと、このうちこれだけ解決しましたとか、そういうような議論ができるようなスタンスがあるといいなと思います。
- ・ ヤフーニュースとかに、コロナに関連したことをはじめ、誹謗中傷的な書き込みがたくさんあって、書き込みでは部落差別ととれるような書き込みもたくさんあります。部落とははっきり書いてないけど、八尾には怖い地域があるからね、みたいな書き込みがされています。見る者が見たら、この文章で地域のこと言ってるんかなって思います。
- ・ (事務局) 確かにネットでは、匿名で好き勝手なことを書いてるとかがあります。今それを根本からなくすというのはなかなか難しいとは思いますが、国もかなり動きが出てきていると思うので、モニタリングなどの手法を使い、法律でも強化していただいて、それで削除要請をかけていきたいなと思っています。

- この計画というか、あり方自体が部落差別解消推進法の具体化を目指したものであるという位置づけなんだということをはっきりしてもらえませんかということは何度か言ったと思います。この計画が一体何に位置づいて、どういう扱いがされるのかということがよく分からないです。要するに、部落差別解消推進法ができたことを受けて、この法律を具体化するための計画がこれなんだということをはっきりと打ち出してもらえないでしょうか。でないと、どうしてもこの扱いが曖昧になるので。今後何を根拠にして何をやっていくのかって言った時に、何に基づいてるっていうのがはっきり書いてない。具体化計画であるとは言えないのでしょうか。
- 策定にあたってというところに理念を付け加えていますが、これは推進法の基本理念であって、八尾市はどうだというのがないんですね。せめて、基本理念を踏まえて第2期あり方をつくるんだという表現、あるいは、明確に、部落差別の解消を目的とするものだという位置づけをしてほしいなと思います。国の推進法の基本理念を踏まえるとともに、八尾市の姿勢を出してほしいです。というのは、2016年に法律ができて、この専門部会ができるまで、運動団体は、法律を受けて八尾市の条例を作ってほしいという要望を出していました。ただ、八尾市は人権尊重の社会づくり条例があって、その中に部落差別の解消も含んでいるから条例は作らないと。ただ、2004年から16年間やってきたあり方を総括するうえで、それを引き継ぐうえで、部落差別をなくすための計画をつくりたいということでした。それでこの専門部会があるという理解です。条例というのは、今後八尾市が取り組むいろんな施策にきっちりした裏付けを与えて、力強い取り組みを生み出すためのものだと思います。それに代わるような計画ですよという精神を入れてほしいということです。それと、施策のあり方については2020年度を目標年度として取り組んできた結果どうなんだということがいりますよね。要は、まだ取り組まないといけない課題は残ってるわけなので、そういうことを入れてほしいです。それと、一方では差別事件が起こってる、インターネット、新たな差別の状況も出てきたということなので、そういうことが第2部以降で出てくるから、ダブるからここはもう省略したんだと言うことであれば、施策のあり方については2020年度を目標年度として取り組んできましたという文言を、前の行に入れたらいいと思います。前から読むと、「施策のあり方についても2013年度に時点修正を行い、2020年度を目標年度として取り組んできました。」にすれば。それで、段を変えて、しかし一方ではこんな差別事件が起こっていると、国の法律もできましたというような文章構成にしたほうがよっぽど分かりやすいと思います。それともう一つ、表題について、はっきりと基本計画にしたらどうかと思います。ということであれば、例えば2ページ目の最後の本計画とかというのでも整合性が取れるので。
- (事務局) 表記については、もう一度ちょっと考えたいと思います。タイトルについては仮称なので、議論いただければと考えています。
- これは推進法に基づく方針だということに一致しているという認識でよいのでは

うか。

- ・（事務局）はい。プラス推進法であれば範囲が狭くなってしまうので、就労の部分であるとかを。
- ・ 部落差別というのを差別事件だけとして捉えているから。
- ・（事務局）法で言えば主に3本柱。
- ・ でもそれだけとは書いてないです。何が部落差別か実態把握をまずしろって書いています。
- ・ 法律で言ってる実態把握は意識の問題に限定されています。八尾が今までやってきたことと照らすと、どうしても狭くなってしまいます。だから生活とか就労とか教育の現状どうなっているかっていうことも、部落差別の解消という観点からすると大事だということに付けてるわけですね。
- ・（事務局）もちろん、法の具体化というところは中心にあるが、現あり方の後継というところも踏まえています。
- ・ そういうふうなことをはっきりしていただいていた方がいいと思います。国がこうするからこうしますでは、今まで八尾がやってきたことと齟齬が起きるので。
- ・ 法律の実態に係る調査は差別事象だけだと明言した文章はあるんでしょうか。
- ・ ないです。ただ、法務省からこの間出たものは、現実としては意識しか出ていないです。
- ・ そういうふうに国が走ってるのは事実なので、それに対して、八尾市は違うよというスタンスはまあ出してくれたらいいかなと思います。
- ・ そういうふうなところをはっきりさせていただければ。あと、週刊誌の差別事件のことは触れていませんが、あれは八尾にとってのものすごく大きなことではなかったかと思います。八尾としては市長の名前で申し入れもなされてますし、そこはやっぱり入れた方がいいかと思いました。
- ・（事務局）その分についても記載していきたいと思います。
- ・ 総括についての話はどこまでやってもらえるんでしょうか。例えば12ページの住宅・住環境のところ、当時の課題がバリアフリー面での対応が求められていると。取り組みは、エレベーター棟への住み替え案内を行ったとありますが、それが部落問題とどう繋がってるのかわかりやすく教えてほしいんです。何をもちょう部落問題の解決に資するための課題だと言ってるのかがやっぱり分からない。それと、8ページの同和問題学習等の促進のところ、保護者を対象とした人権学習講座を年間5回、人権に関する多様なテーマで開催したと。で、成果は一体、何回部落問題を取り上げたのか。人権課題を考えるきっかけとなる場を提供できたとありますが、人権課題のことじゃなくて、部落差別をなくすために何の講座をやったのかということだと思います。ちょっと話がずれるかもわかりませんが、学校の先生とかの研修講師を受けています。部落問題を学校でやる時に、どんな風に取り組んだらいいかわからないので話を聞か

せてほしいということを毎年言われています。つい今回は、いつまで僕はそれを言われないといけないのかと、今年の担当の人には言いました。これいつまで言われるんですかと。どんな成果があってどんな効果があったのかっていうのは、まさしく、人権の調査と照らし合わせていかないといけないのではないかと思います。例えば身近な相談窓口の人材育成とか書いてますけど、そしたら部落問題の相談はあったのか。それは0。これが成果と課題です。課題は0件。こんなことをしっかり議論してくれないと。なんかふわふわと書いてるから薄まってるんじゃないかって思ってしまうんです。

- ・ さっき言った教材とかはないんですか。
- ・ (事務局)あります。全市的っていう呼びかけでいくと、フィールドワーク、今年ちょっとコロナの関係で市域の教職員の研修ということでは中止になってしまいましたが、そういうところもやっています。今おっしゃっていただいた取り組みは教育委員会としてもしっかり継続して取り組んでいかないといけないなと思っています。
- ・ それがまさしく課題。成果であり課題です。どう書くのかっていうのはあると思いますけど。少なくともバリアフリーは関係ない。住環境でもっとやらなあかんことあります。団地が集中してるのも、もちろん経過あるけど、だから高齢化が進んだり課題が蓄積してるわけです。もっとこんなんを議論してほしいんです。住み替えは部落問題と関係ない。高齢化問題です。まちづくりです。それよりも何でここに集中せざるを得なかったのかと、そのまま放置してるのかっていうのは、まさしく議論しなかったら。どこまで掘っていくのかっていうのはあるとは思いますが、でも、そんなん入れたらあかんと思います。
- ・ 入れたらあかんではなく、それ以前にやるべきことがあるっていうこと。
- ・ そこで暮らしている方の生活に直結する問題なので、僕は入れるべきだとは思いますが、でも、それだけではちょっとっていうのは思います。
- ・ 全体として根拠とかが曖昧で、何が課題かというのも曖昧な表現のままきてるのが多いと思います。
- ・ 全体の並べ方をちょっと変えようかと思っています。八尾市における部落差別の実態っていうことで、差別事象がなかなか解消してないっていう話と、地域に住む人々の生活、変わってないっていう話なのか、ちょっとは改善されたっていう話なのか、そこはまあ分かりませんが、そういったことを最初に挙げたうえで、それで、これまでやってきた施策を、それに関して取り組んだけども、実際、まあうまくいかなかったとか、ここは結果出したよというふうな形で書く方がすっきりするんじゃないかと思っています。それから冒頭の方で言われた目的。それはまあ、部落差別の解消というところの課題、国の解消法に関わるところは一つの課題、八尾市が取り組んでいく課題の一つだけども、もう一つは、地域の人々の生活、暮らしをどう支えるのかっていうところの話、2つ課題がある、取り組むべき課題があるんだっていうことを、最初にボ

ンっと掲げた方がいいっていう、こういう話です。それを意識していないわけではないとは思いますが、ちょっと明示的に、もう少し打ち出しをはっきりした方がいいのかなっていう風に思っています。

- ・（事務局）いろいろ頂いた意見で、我々なりに表記を、今おっしゃっていただいたような構成で、一旦変えてみて、次回見て頂けたらなという風に思います。
- ・ 次回、これまでやってきたことの総括についてはきちっと一定の文章を作っていくと思います。
- ・ 中身に関連する話ですが、ネット上の地区記載についての対応は何かやったりしているんでしょうか。
- ・（事務局）法務局に削除要請をしています。
- ・ YouTube とかネットのプロバイダとかに削除要請すればいいんじゃないかと思っています。実は個人的に YouTube にしてる最中ですが、個人でやってたら埒があかない。もし八尾市がやったらちょっとは違うんじゃないかと思っています。そういう意味でいうと、八尾市として、YouTube とか Twitter とか、ソーシャルネットワークサービス会社、そういうところに抗議するとかがあってもいいと思います。
- ・（事務局）モニタリングというのをやっていて、対象としているサイトには直接削除要請をかけています。削除要請をかけたらずぐ消える場合もあります。
- ・ YouTube とかに直接したらこんな返答だったというのを八尾市として公表すればいいと思います。こんな状況やから国は法律を作れっていうふうに言えるので。
- ・ 同じ問題を抱えてる自治体は八尾市だけじゃないと思うので、例えばそういう風な問題意識を共有できる他の自治体と連携しながら対応するのが一番効果的だと思います。
- ・ 効果的だとは思うんだけど、まずやったらいいと思います。八尾市はやりました、やったらこんな返事でした、お宅もやってくださいっていう順番でないと。
- ・ なかなかそういう風には行政は動けないと思います。
- ・ 八尾市だって被害者がいてると思います。その時に、八尾市がそんなんやってる自治体やって知ってたら、相談しようという気にもなると思います。
- ・ 差別事象の発生、認知件数に関わって、行政が把握している件数はここに出っていますが、把握できていないものの扱いをどういう風にしたらいいのか、それは無いものとして何も触れないというのも、ちょっとどうなんだろうと、気にはしています。
- ・ 13ページ、少子高齢化によるコミュニティ形成の困難さやコミュニティ活力の低下などについての取り組みも課題となっておりますということではありますが、コミュニティバランスが崩れてるというのは少子高齢化だけが原因ではないと思います。国の住宅制度、制度上の問題もあります。例えば改良住宅は公募しないんですよ、主旨から言ったら。で、福祉住み替えの対象の住宅になるんです。福祉入れ替えを希望されるということは、高階層におる人が低階層に移りたい、階段の昇降が困難やからという

ことで入れ替えを希望される方もたくさんいます。そういう人はかなり高齢の方、だから改良住宅に高齢者が集まるようなシステムになってるわけです。そういう制度を変えないといけない。少子高齢化だけが原因ではないと思います。もう一つ、15ページの意識調査のところ、35%ほどありますということですが、教育啓発や推進法に関しては、こういうことが今後必要となってきますということを指摘しています。ところがここは、35%ほどあります、だけになっていて、その評価がないので、書いておく必要があるのではないかと思います。

- ・ (事務局) 13ページの部分、原因が少子高齢化だけではないということで、住宅面というような部分も含めて、表記を考えようかなと思います。それと15ページのところも、ちょっと変えたいと思います。
- ・ 総括の書き方そのものがやっぱり、ちょっとおかしいなって思っていて、前回の計画は基本的には2000年部落問題実態調査っていうのがあって、ここで出た課題をもとに、こういう課題があるからこういう取り組みをしようっていうことが書いていたわけです。その後、具体的な生活実態調査はないので、具体的に何がどう変わったかっていうことは、はっきり数字では出せないですが、少なくとも当時言っていた課題があって、それに対してどんな取り組みをしたっていうことは書けます。そういう形になるべきなのに、全くその当時出てないようなこと、突然つどの広場とか出てきたり。そんなことは当時課題として何も出ていないんです。やっぱり、まとめ方そのものにちょっと問題があって、その上に書き連ねてしまっているから、総括になりきれないというか、このままいくと、ここおかしいんじゃないかというのがいっぱい出てくると思います。ベースとしては、前書いていたことがどこまで出来てますかと。プラス、新たな課題としてこんなことが出てきてますっていうことも入れていったらいいですけど、基本的には2000年調査からその後どうなってますかと。新たな課題のことをたくさん書いてもらってるのはいいですけど、当時あった課題はどうなったということが総括にならないとだめだと思います。だからやっぱり、前回のあり方の総括なんだったら、項目立てそのものがそれを基本にしないとイケないと思います。書き振りが混乱するのはそんなことなんじゃないかなと。
- ・ 2000年調査に遡ってそこから書くということですか。
- ・ 少なくとも前回のあり方はそれに基づいてやってるわけで、その時の課題が今どうなっているのかと。数字では出せないけども、それに対してこんな取り組みをしてきたと。例えば福祉でいったら、介護保険が分からないっていう人がいたり、複雑やから申請しないんだという人が約半数ぐらいいたとか、そういうことが最も課題と言ってきましたけど、全然出てきてないんです。これに対して一体何をしたっていうのも出てこない。具体的な課題があったのに、ここに出てきてないんです。母子家庭が多いとか、でも子どもの教育活動には熱心やねんとか、いっぱい実態出てきました。でもここに何にも出てこない。あまりあれもこれも書き出したらキリないので、基本的には

2000年実態調査をもとにした前回のあり方をもとに、その後どうなったのかっていうことで土台を組まないと、今の問題について総括ってなったらもうあれもこれもとになって、広がる一方なので。

- ・ 前回のあり方は、2000年調査を踏まえて策定された経緯があるっていうのはご承知の通りだと思います。ただ、それに沿ってこれまでの施策を評価するというのは基本としてはありますが、あの当時、今から20年前では想定されていなかったような事態も起きています。インターネット上での差別事件が非常に増加しているというようなこともありますし、あと、いろんなNPOとかボランティアによる市民活動が非常に盛んになってきているという、行政施策の枠では対応できない部分も含めて、市民活動も起きてきているというふうな変化もあります。だからやっぱり、基本は2000年調査を踏まえてあり方が策定されて、その枠の中で何をしてきたかっていうことだと思いますが、20年前には想定されてなかったような事態もあって、それに対する対応の必要性とか、あるいは行政施策の枠では対応できないことについて、市民活動としてどうしてるかとか、そういうこともちょっと目配りした記述があるんじゃないかという気がします。YouTubeの話にしても、やっぱり行政だけの対応では限界があるので。子ども食堂とかもやっぱり行政がやると、杓子定規にやるとうまく回らなくて、かえってNPOの方が機能的に動けるようになるということもあったりするので、だから今までの枠を基本にしつつ、新たな課題への対応ということを意識してはどうかと思います。
- ・ 前も言いましたけど、たつの市というところに関わっていて、たつの市では部落差別解消推進法を受けて、実態調査をやってます。今調査報告をまとめつつあるところですが、解釈の仕方一つでそれはできるんだというのが、聞いてて思いました。中心になってやってる人たちは、この調査を踏まえて、同和対策審議会答申を超えるような、そういう答申を出してくれっていう風に言っています。これはたつの市としての主体性を持ってそうしてるということです。国調の分では小学校区が分かるだけにとどまってしまう。
- ・ 2000年調査からの経過を見ないといけないとずっと言ってるんですけど、例えば非識字の実態は国調で分かりません。
- ・ 国調ではそもそもそんな調査項目はないですからね。
- ・ ないんです。でもこれ部落問題なんです。こんなことをどうやって実態把握しよかって言ったら、やっぱり独自のものがいるんです。他の地域と比べて高い低いということじゃなくて、そもそもこの10年間20年間の取り組みに成果あったんですかと。むしろ悪化してませんかかっていうことのほうが大事だと思います。だからこそ2000年調査の項目ってとても大事じゃないかと思います。まさにあそこには部落問題が詰まっているので。もちろん国調の中でできることもたくさんありますけど、それだけではカバーできないこともあるので、じゃあほんとに八尾市として実態把握をこれ以上



する気あるんですかっていうことを確認したいんです。

- ・ 隣保館の実態調査は使わないんでしょうか。
- ・ (事務局) 人権コミセンと調整したいと思います。人権についての市民意識調査と隣保館の調査、国勢調査を活用した調査を組み合わせ、今の実態を見ていくということではいかせていただきたいというふうに考えています。
- ・ 国調のデータは、地域の様子を包括的にするうえでは、一番適したデータではないかと思えます。ただ、それだけではやっぱり部落差別の現状については十分に把握できないので、隣保館の調査とかを組み合わせ、合わせ技で地域の実態が分かるようにする必要がありますというふうに思います。現状ではたつの市のような調査はできないので、いろんなデータを組み合わせ、実態をできるだけ正確に把握するっていうふうにするべきじゃないかと思いました。
- ・ 2000年調査の時の地区概況調査というものがありますが、あれは市町村が手持ちデータを集計して、同和対策事業対象地域の分を集計して、人口動態とかを出しているんです。その当時はとれてるわけで、これをなぜしないんですかっていうのがずっと疑問です。国調もいいですけど、2000年実態調査の時にやった地区概況調査を、もう一回抽出して出したら、手持ちデータで取れると思います。
- ・ 地区概況調査は特定の地域ということでエリアを決めちゃうわけでしょ。
- ・ そうです。それができないっていうことをずっと言われ続けてきたんです。なんでと言ったら、個人情報保護審にかけやなだめなんですってこう言われたんです。
- ・ 個人情報というよりは、同和地区としてある意味確定してしまう、行政として、こうだというふうに決めてしまうような、そういう判断をすること自体が難しいということだと。
- ・ それは難しいので、旧対象地域をそれとみなしていきましょうって言って、2010年とか、隣保館調査はやってるので。
- ・ 2010年はね。
- ・ そしたら、今それができないのは何でなんですかと。
- ・ 多分今は無理でしょう、行政としては。
- ・ 仕組み上無理でしょ、だから聞いてるんです。
- ・ だから国調データを活用するっていう話になったんじゃないんですか。
- ・ (事務局) 実態調査っていうのは難しいです。あらためて、旧同和対策事業対象地域だけを実態調査するっていうのは難しいと思います。国調のデータって言ったらすべてのデータですので、それでなんとか国調のデータを引っ張り出して地域の分析するというようなことでできないかなということちょっと今考えてます。
- ・ 対象地域を行政が区切って、それを文章にしていくっていうことは問題はないんですね。
- ・ それは行政でやるんじゃないなくて、学術研究として大阪市大がやるやつだから、その分

は問題ないと思います。市大に分析をしていただいているんですね。

- ・（事務局）共同研究として、市全体の国調データはうちの方から提供させていただいて、いろんな分析してもらって出してもらっています。
- ・八尾市との共同研究として同和地区の現状把握をすると、それで、その成果をこの会議の議論に活かすという説明をすれば、大丈夫だと思うんですが。
- ・今隣保館がやろうとしている調査研究とかは、どんなふうに絡んでいくことになるんでしょうか。
- ・（事務局）それぞれの調査を見て分析していくという。
- ・だからどんなふうに絡んでいくんですか。
- ・（事務局）人コミがどんな調査やってるかっていうのをこっち側がつかんで。
- ・前からやってます。
- ・（事務局）だからその分を見せていただいて、今回の国調のデータなりと。
- ・その隣保館調査、今進行中なんですよ。
- ・進行中っていうか、1年前にも言ってます。
- ・進行してたという理解はありますけども、調査項目とか、どういうふうに進めてるのかっていうことは、ここに出ていないので、ちょっとその辺の情報をきっちり共有しておく必要が。
- ・（事務局）すみません。
- ・副会長は何か教育委員会に調査とかされてるんでしょうか。
- ・小学校単位、中学校単位の学力調査はあります。まあそれは地区の生徒がどうかっていうのは分からないですが、そういう調査は独自で行いました。それで、ある程度の学力とか生活の状況は分かります。だからまあ、小学校区単位のレベルの学力状況は分かります。
- ・何か比較対象みたいなものはあるんですか。要は学力、低い高いとか判断する資料。
- ・府内のいくつかの小中学校を対象に、我々独自でデータを集めたものなので、その結果は提供できると思います。ただ、対象ということであると、全部が同推校及びその隣接校なので、大阪全体というわけではないです。まあそれでも経年比較はできるので、89年、2001年から2013年、24年間でどう推移したかっていうのは分かるというのがあります。それは研究者が独自で学校の協力を頂いてやった調査で、教育委員会の方は通してないので、行政はノータッチです。だからまあ参考資料としてデータを提供することは可能です。
- ・第2章の今後の取り組みの方向性のところで、項目立てをしていただいているんですが、こうしたらどうかというようなことがあれば。
- ・部落差別、行政的に言えば事象ですけど、対応のあり方とか、そんなことはやっぱり議論できた方が。八尾がやってることもちゃんと統一した方がいいと思うので、その辺はなにか入れてもらった方が。

- ・ 取り組みの方向性で書いてあるのは、多分全体総括のところと連動させる必要があると思います。ちょっと部会長に投げてしまうような形で申し訳ないですが、全体総括を踏まえて今後の取り組みの方向性という流れで。
- ・ 今後の取り組みの方向性に、推進体制はいらないでしょうか。庁内体制とか、各種団体との連携とか。
- ・ 従来の施策の枠組みは、どうしても対個人的な施策でいろいろ考えることが多くて、今回もそういう方向に並んでしまいかねないかというところがちょっと気になります。もちろんそれも大事ですが、やっぱり、地域全体、あるいはその地域の人たちがお互いを支え合うようなものも入れ込みながらの施策展開っていう部分はいると思います。それはどこにどういうふうな形で入れ込むのかっていう検討はちょっといるなと思っています。
- ・ 法律の趣旨からいうと、情報化社会とかインターネットに関わる取り組みとか、そういうふうな項目がいるのではないかと思います。教育及び啓発、相談体制、部落差別の実態に係る調査となっていますが、この書き振りをみてもどうも、従来の枠組みを超えないような。どういう枠で入れるかはよくわかりませんが、例えば、情報化社会における部落差別と八尾市とか、そういうものをきっちり位置付けて、その上で法の周知とか、教育及び啓発とか、相談体制とか、実態に係る調査とか、そのすべてに渡って、インターネット、あるいはSNSというのがどう関係するのかっていうようなことを論じるということをした方がいいような気がしています。
- ・ 当事者の参画というようなものをどこかに入れてもらえないかと思っています。

【閉会】